

4 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

- 1 開 催 日 平成 27 年 4 月 9 日（木）
- 2 開 催 場 所 青少年女性センター 4 階 大会議室
- 3 出席した委員 吉田委員長、森委員、坂元委員、廣岡委員、田渕教育長
- 4 出席した職員 諏訪教育総務部長、日浦教育指導部長、
大西教育総務部次長、谷池教育指導部次長、
青山教育指導部参事、
吉田教育総務課長、竹中学務課長、
野村社会教育・スポーツ振興課長、大西学校教育課長、
長瀬青少年育成課長、長谷川教育研究所長、
鶴谷文化財調査研究センター所長、脇谷少年自然の家所長、
小西営繕・住宅課長、
芝本教育総務課副課長、小浦中央図書館副館長
- 5 傍 聴 者 3 人
- 6 議 事 の 要 旨
 - 開 会 午後 4 時 8 分
 - 会議録署名委員指名のこと
吉田委員長、廣岡委員に決定
 - 3 月臨時教育委員会会議録報告承認のこと
(事務局より会議録朗読報告)
承 認
 - 会議公開の可否決定のこと
全ての議事を公開することに決定

(説明事項)

1 平成 27 年度 教育委員会 新規・主要事業の概要について
(教育総務部次長及び教育指導部次長より説明)

委 員 : 英語活動支援事業について、A L T の資質のばらつきが見られるので担当課において指導してほしい。また、小学 1 年から 4 年生に年間 6 時間程度 A L T を派遣することの効果については、しっかりと検証を行ってほしい。

委 員 : 耐震化推進事業について、屋内運動場がつり天井となっている学校数を教えてほしい。

事 務 局 : 従前から耐震化工事に合わせてつり天井を撤去してきたが、現在は小学校 5 校においてつり天井が残っている状況である。

委 員 : 「トイレの改修で学校が変わる」と言われた時期もあったが、子ども達が暗い気持ちにならないトイレへの改修を進めてほしい。また、児童クラブの待機児童の解消についても、関連事業が拡充されているので、遺漏の無いように進めてほしい。

委 員 : 英語活動支援事業に関して、総務教育常任委員会の報告の中で「A L T の拡充に合わせ、その効果を追跡調査し、英語学力の向上に努められたい。」という表現があったが、教育委員会としては A L T の意義は英語学力の向上のみに留まらず、外国文化に接することや、国際理解を深めること、豊かな表現力・明るさを身につけること等の様々な多角的要素があり、そのための拡充であると考えます。事務局には A L T の多角的要素を十分に P R してもらい、事業実施後には「複数の面で効果があった。」という評価につながるように取り組んでももらいたい。

委 員 : 避難所としての機能を備えている学校もあるが、学校園の耐震化完了について、市民への周知は図れているのか。

事 務 局 : 学校園の耐震化完了については、平成 27 年 4 月より本市ホームページ上においてページを設け、情報提供に努めているところである。

(専決報告)

1 加古川市立学校校区審議会委員の任命について

(教育総務部次長より 説明)

承 認

委 員 : 校区審議会において、喫緊の課題があれば教えてほしい。

事 務 局 : ここ数年では、校区に関する問題の提案・提起はない。

委 員 : ユニット 12 の観点から言えば、1 つの小学校から 2 つの中学校に分かれて進学すること等により、ねじれ校区が発生していることは事実である。校区に対応したユニットとするための議論を行う場は校区審議会しかないを考える。ただ、連合町内会との関係等、様々な要因があり、現在のところ直ちに改善することが難しく、議題としての提案がなされていないということで理解している。

2 学校歯科医の委嘱について

(教育総務部次長より 説明)

承 認

委 員 : 前任者は歯科医自体をやめたのか。

事 務 局 : 前任者の退職理由については確認できていない。

3 加古川市立幼稚園の保育料徴収条例施行規則の制定について

(教育総務部次長より 説明)

承 認

委 員 : 4月1日に施行すべき規則の基準となる政令を、なぜ国は3月末に決定したのか。事務局でも事務の遂行に支障をきたしたのではないか。

事 務 局 : 政令の改正案は2月中旬には示されていたが、正式な閣議決定が3月末になったようである。

委 員 : 保護者の皆様への周知徹底も必要であると考えてるので、情報提供に努めてほしい。

委 員 : 「1月単位で欠席した場合は保育料を徴収しない」というルールは他市でもそのようになっているのか。

事 務 局 : 他市の状況は把握できていないが、保育料自体が月額での設定となっているため、1日も登園がなかった月は保育料を徴収しないことが妥当であると考えている。

4 加古川市社会教育委員の解任及び任命について

(教育指導部次長より 説明)

承 認

委 員 : 校長の定年年度はあらかじめ把握できると思うので、平成27年10月1日から新たに任命する校長については、定年年度を確認し、社会教育委員の任期を満了できる方を選んでほしい。

5 加古川市社会教育推進員の委嘱について

(教育指導部次長より 説明)

承 認

事 務 局 : 399 名の委員のうち、305 名の委員を委嘱するものである。残りの 94 名については、町内会での人選を待っているところであるため、次回の定例教育委員会にて報告予定である。

委 員 : 研修会を実施する時期はいつごろか。

事 務 局 : 全市研修会は 5 月と 2 月の 2 回実施している。それに加えてエリア研修会と校区研修会を 1 回ずつ実施している。

委 員 : 5 月の全市研修会には、残りの 94 名の方にもご参加いただき、社会教育推進員の役割や、町内会の組織でありながら教育委員会からの委嘱を受けていることの意味について、ご理解いただけるよう事務局として取り組んでほしい。

6 加古川市少年補導委員の解職・委嘱について

(教育指導部参事より 説明)

承 認

○ 次期定例教育委員会予定日のこと

5 月 7 日 (木) 午後 2 時から開催することに決定

○ 教育長諸報告

(1) 平成 27 年第 2 回加古川市議会 (定例会) 日程について

6 月 1 日から 11 日に開催される。

○ 教育総務部長諸報告

(1) 平成 26 年度 学校園への不審者等情報提供件数

平成 26 年度に、不審者・変質者等の情報を学校園に対して合計 53 件発信した。

以上、1 件について報告

○ 教育指導部長諸報告

(1) 「平成 27 年度 指導の重点」について

「第 2 期ひょうご教育創造プラン」に基づき、本年度の教育活動の指針となる「指導の重点」が作成、配布された。

(2) 青少年育成課（教育相談センター、少年愛護センター）における相談の状況について

平成 26 年度中の青少年育成課における教育相談の受理状況について報告する。

委 員： 相談業務に関して、教育相談センターと少年愛護センターがどのように役割分担しているのか教えてほしい。

事 務 局： 少年愛護センターでは、非行等の反社会的問題行動に関する相談を主に担当しており。それ以外の相談については、教育相談センターが中心となって対応している。ただ、いじめに関する相談については、両センターともに携わっている。また、特徴としては、教育相談センターでは小学生・中学生の保護者から不登校・発達関係の相談が多く、少年愛護センターでは、中学生を担当する教師からの反社会的問題行動に関する相談が主なものとなっている。

(3) 平成 26 年度教職員の研修事業実施状況及び平成 27 年度の実施計画について

平成 26 年度に実施した教職員の研修事業の実績及び平成 27 年度実施予定の研修について報告する。

(4) ネットトラブル予防に向けた保護者用啓発リーフレットについて

ケータイ・スマホの普及に伴うネットトラブルから子どもたちを守るために、リーフレット「ちょっと待った！ケータイ・スマホを買う前に！」を作製し、配付することになった。

委 員： ケータイ・スマホを使っていない方が学力が高いというデータが出ているが、ケータイ・スマホを持たせない方が良いのか。

事 務 局： ケータイ・スマホについては、各家庭において与えられているものなので、「持たせない」というのは難しいと考える。そのため、ケータイ・スマホを持つことによる危険性やリスクを伝え、正しい使い方について啓発していくことが重要であると考えている。

以上、4 件について報告

○ 閉 会 午後 5 時 26 分